

<学校危機管理マニュアル>

I. 不審者侵入防止・侵入時の危機管理（不審者侵入対応マニュアル）

[1] 本校の警備体制について

【通常時の警備体制（門の管理）について】

1. 登校時

- (1) 原則として朝の開門は午前8時（正門のみ）
- (2) 登校時は正門を開放。児童へは登校時刻等について、次の点を指導すること。
 - *通常の授業時は、8時00分～8時20分の間に登校すること。
 - *遅刻等で門が閉まっている場合は、安全監視員の人に解錠してもらうこと。
- (3) 正門指導（8時00分～8時20分）
 - *正門付近で児童の登校を見守る。あいさつ、声かけをする。
 - *9時頃に施錠（幼稚園登園後）。その際、児童の安全に十分配慮し、安全を最優先する。

2. 授業時・休憩時

- (1) 正門は施錠。来校者や遅刻した児童は安全監視員に氏名と用件を告げる。または、インターホンを鳴らす。職員室のモニターで確認し、オートロックを解錠する。

3. 下校時・放課後

- (1) 正門から下校する。下校後は施錠する。

[2] 来校者等の受付について

- (1) インターホンが鳴れば、モニターを確認する。来校者の名前と用件を確認する。
- (2) 安全監視員は、来校者の名前と用件を確認する。
- (3) 特に問題がなければ、解錠し応対する。
- (4) 様子がおかしい場合や、誰か確認できない場合は、すぐに校長または教頭に連絡し、指示を仰ぐこと。
- (5) 保護者については、4月当初に来校者カードを各家庭に配布しているので、それを着用するようお願いする。

[3] 校内巡視と安全点検について

1. 校内巡視等

- (1) 万一の際に他の教職員に非常事態であることがわかるよう、登校時から下校するまでの間は、必ず「笛」を携帯すること。もし、何か危急の事態が生じた場合は、笛を強く吹き続けて、近くの教職員に知らせること。
- (2) 本校教職員であることが誰にでもわかるよう、校内では必ず職員証を着用すること。
- (3) 原則として毎休憩時間は、児童の監督とともに、自分の近くに不審者等がいないかどうか、意識的に確認するよう努める。

2. 毎月初めの「学校安全確保の日」と安全点検について

- (1) 每学期初めは職員全員で、登校時の安全確認のため、校外で指導にあたる。
- (2) 「学校安全確保の日」には、安全点検を実施する。安全点検表に記録し、安全部に提出する。

[4] 学校行事の時の体制について

I. 保護者参観・運動会等の時

- (1) P T A 運営委員会からの協力者に受付の応援を依頼する。
- (2) 保護者には来校者カードを着用してもらう。当日、来校者カードを忘れた保護者には、来校者臨時カードを着用してもらう。
- (3) 万一、拳動不審なものが来校した場合は、安全監視員等が教職員に連絡。残りの者で不審者が教室等に近づかないよう、冷静に対応する。(相手を興奮させないように。できれば、男子更衣室に連れていく。)
- (4) 近くに児童がいる場合は、児童をそこから遠ざける。
- (5) 不審者が突然暴れだした場合など緊急の場合は、すぐに笛を吹いて危急を知らせる。また、むやみに不審者に立ち向かわないこと。
- (6) 不審者が侵入しても早期に発見できるよう、校長、教頭、教務主任等は、隨時、校内を巡回すること。
- (7) 万一、不審者が侵入した場合は、不審者侵入フローチャートにて対応する。
- (8) 全校に緊急放送が流れた際は、各担任等教職員は、児童を動搖させないよう、保護者に対し、簡単に事情を説明し教室等で児童を守ってもらうよう依頼する。
- (9) その後については、放送等の指示に従い、避難または待機する。
- (10) 運動場に不審者が現れた場合は、近くの教職員で取り囲み、児童に近づけないようにすること。その際、近くの保護者にも協力を求める。また、児童をその場から遠ざけ、安全を確保すること。

2. 校外活動

- (1) 計画を作成する段階で、必ず下見を行い、危険個所等についてチェックすること。
- (2) 緊急事態の場合、学校へすぐ連絡ができるよう、携帯電話を携帯する。
- (3) 経路や活動場所近くの救急病院及び警察署の場所、住所、電話番号を確認しておくこと。
- (4) 事前に児童に対して、十分に安全指導(交通安全と生活安全)を実施すること。
- (5) 生活安全については、犯罪被害にあいそうになるなど万一の際の対処の仕方(助けを求める。大声を出す。逃げる。信頼できる大人に話す等)についても指導しておくこと。
- (6) 当日、保護者の連絡先一覧(緊急連絡網等)を救急病院の連絡先等とともに持参すること。また、緊急用の笛を忘れないこと。
- (7) 事故発生時は直ちに学校(050-7102-9012)、警察(110番)、救急(119番)保護者に連絡すること。
- (8) 他の児童の安全確保に十分留意すること。
- (9) 現地で一時解散する時は、緊急時の集合場所を必ず決め児童に伝えておく。

[5] その他の体制

I. 不審者情報があった場合の対応

- (1) 不審者情報等については、次の関係機関等と常に連絡を取り合い、情報を共有するよう努めている。本校周辺に不審者があった場合も、本校から各機関に連絡する。

①枚方警察署(845-1234) ②教育支援室(050-7105-8047) ③第二中学校(050-7102-9185)

④第四中学校(050-7102-9195) ⑤香陽小学校(050-7102-9080) ⑥開成小学校(050-7102-9016)

⑦五常小学校(050-7102-9020)⑧春日小学校(050-7102-9024)⑨山之上小学校(050-7102-9068)

⑩川越小学校(050-7102-9120)⑪東香里小学校(050-7102-9168)⑫香里幼稚園(854-0874)

⑬留守家庭児童会(854-7253)

*緊急時、③～⑫への連絡は教育委員会に要請

- (2) 不審者情報があった場合は、集団下校を実施することがある。
- (3) 不審者情報が電話でもたらされ、対応した時は、内容と情報提供者の名前及び連絡先を確認し、直ちに校長、教頭、安全部に連絡すること。また、校外で不審者情報を入手した場合も同様に連絡すること。
- (4) 不審者情報等については、文書等により、速やかに保護者に提供し、注意喚起する。

2. 緊急連絡カードについて

- (1) 緊急連絡カードは、各担任及び学級委員から各保護者への連絡を保護者の了解を得て作成する。この際、個人情報保護と目的外使用禁止に留意する。
- (2) 緊急連絡カードは、ファイルに綴じ、職員室に備える。
- (3) 保護者にメールの登録を呼びかけ、学校とPTAが緊急と判断した情報を発信する。

3. その他

- (1) 毎年、4月、9月に全教職員で通学路点検を実施する。
- (2) 4月に校長・教頭等で地域の方々に「こども110番の家」への協力依頼や、登下校中の事故に関する学校への情報提供等について依頼を実施する。
- (3) 夏休み中、冬休み中に校区青少年を守る会主催の校区内巡回を実施。

[6] 不審者侵入時の危機レベルと対応について

I. 緊急事態発生時の体制

★本部（◎校長・教頭・主事）

- ・全体状況把握・総括及び指揮
- ・関係機関への連絡
- ・校内緊急放送
- ・児童への指示の決定
- ・保護者への連絡
- ・通信方法の確保
- ・報道機関への対応
- ・当日の下校方法と今後の登下校方法の決定
- ・保護者説明会の準備と開催、文書の作成
(中、長期的な対応—再発防止のための総括。報告書の作成。保護者、地域住民との連携方策等の改善)

★安全・救護（各担任及び養護教諭）

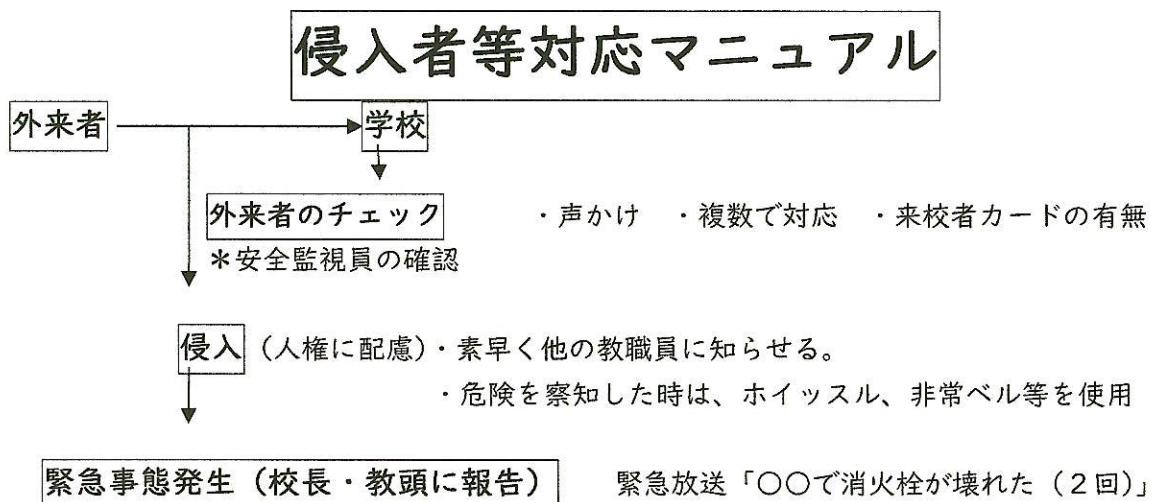
- ・児童の誘導、点呼
- ・児童の状況把握
- ・負傷者の確認、全容把握
- ・負傷者の応急手当
- ・負傷者の搬出
- ・救急車上及び搬送先からの連絡
- ・負傷者搬送先の確認
- ・負傷児童の保護者への連絡
- ・学校医への連絡

(中、長期的な対応—負傷者に対するケア。心のケア。学校医等との連携体制の改善。
安全教育の内容、指導体制等の見直し。)

★侵入者対応（生徒指導主担・男性教職員及び男性調理員、校務員）

- ・侵入者対応及び隔離
- ・校内巡視
- ・事件の情報収集、把握、整理
- ・学校の安全状況の把握
- ・地域の安全状況の把握の検討

(中、長期的な対応—再発防止対策危機管理マニュアルの改善。組織の見直し。)



危機レベルと事件対策本部の発動

危 機 レ ベ ル

レベル1：児童（教職員）に危害が及ぶ危険性がある場合

レベル2：児童（教職員）に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

レベル3：児童（教職員）に危害が及んだ場合

※ レベル1以上の状況となった場合、事件対策本部を発動し、原則として下記の役割分担に従って行動する。

※ 笛が鳴った場合はレベル2以上の状況であるので、近くの教職員は直ちにその場所に駆けつける。それ以外の教職員は、下記の役割分担に従って行動する。

※ 状況に応じ、本部の指示のもと臨機応変に対応する。

役割	名 前	発生時・直後の対応		中・長期的な対応
本部	◎校長 教頭 教務 主事	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の状況把握、統括及び指揮 ・警察（110番）、消防（119番）への通報 ・校内緊急放送 ・児童への指示の決定 ・教育委員会教育支援室への連絡及び支援要請 ・近隣学校園（二中・香陽小・開成小・五常小・春日小・山之上小・川越小・東香里小・香里幼）への連絡 ・保護者（PTA本部役員等）への連絡 ・通信方法の確保（電話・FAX・E-mail等） ・報道機関の対応は、本部が教育委員会と連携し対応 ・当日の下校方法の決定 ・今後の登下校方法・授業についての決定 ・保護者説明会の準備と開催 ・保護者あて連絡文の発行 ・記録 		<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止、学校再開のための総括 ・報告書の作成 ・保護者、地域住民との連携方策等の改善
安全・救護	安全部 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・経路の設定 ・児童の誘導 ・児童の点呼 ・児童の状況把握 ・必要に応じ救護班の応援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心のケア着手 ・記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者に対するケア ・心のケア ・学校医等との連携体制の改善 ・安全教育の内容、指導体制等の見直し
侵入者対応	生指部	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入者対応 ・侵入者隔離 ・校内巡視 ・事件の情報収集、把握、整理 ・学校の安全状況の把握 ・地域の安全状況の把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止策の検討と危機管理マニュアルの改善 ・組織（役割分担）の見直し

レベルⅠ・・・児童（教職員）に危害が及ぶ危険性がある場合

*レベルⅠの対応から不審者を侵入者と呼ぶ。

○ 対応者

(1) 侵入者を隔離できているが、危害を加えられそうな場合

- ①侵入者の興奮を静め、落ち着かせるよう、言葉遣いに注意しながら複数で対応する。②凶器などを持参していないかを確認する。③「レベルⅠ」である（危害が及ぶ可能性がある）ことを他の教職員に連絡する。（＝レベルⅠで、不審者1人です。役割分担に従って行動してください。）

(2) 侵入者を隔離できていない場合

- ①侵入者を校長室に隔離するよう試みる。「お話を校長室でお聞きしますので、一緒にお越し下さい。」（侵入者との距離を1.5m以上確保する）②侵入者が納得すれば小会議室へ連れて行く。→ (1)へ

③隔離を試みたが隔離できず、危害が及ぶ危険性が高い場合 → レベル2へ

○ 本部

- ・ 校長：110番通報を指示
 - ・ 教頭：110番通報、情報の集約
 - ・ 教務：緊急放送……「〇年〇組で非常ベルになりました。」
(=〇〇でレベルⅠです。役割分担に従って行動してください。)
「児童の皆さんは、運動場（教室か体育館）集まってください。」
 - ・ 主事：教育委員会へ連絡支援要請
- PTA本部役員へ連絡、協力を要請

○ 安全確保

- ・ 運動場へ移動、各学年・組の児童の在室確認と安全確保
1年：各学級担任、2年：各学級担任、3年：各学級担任
4年：各学級担任、5年：各学級担任、6年：各学級担任
わかば学級：各学級担任、教務：全校人数確認
- ・ 運動場で待機、放送等の指示を待つ。
- ・ 校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

○ 侵入者対応

- ・ 生活指導担当者：現場へ急行する。警察が到着するまで、児童等に危害を加えられないように時間をかせぐ。
- ・ 安全部担当者：校内を巡回して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

○ 救助救護

- ・ 負傷者が出了場合に備えての準備 緊護教諭
- ・ 安全確保の応援（教室へ向かう） 少人数担当者
- ・ 侵入者対応（校内巡回）の応援 生徒指導担当

* 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。

退去、逃亡した場合、近隣校へ連絡する。（本部）

レベル2・・・児童（教職員）に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

○ 対応者

- ①笛（又は防犯ベル）を吹く、大声を出す、大きな音を立てる、火災報知器を鳴らすなどして周囲に危険を知らせる。
- ②近くに児童がいる場合はすぐ逃げるよう指示。児童と侵入者の間に入り侵入者を児童に近づけないようにする。また侵入者の注意をそらして児童を侵入者から遠ざけるようにするなど、児童の安全を図る。③侵入者を注視する。攻撃を仕掛けてきそうな場合は、距離をおきながら机やイス、ほうき、消火器等防御できる身近な道具を用い、児童や自分自身に危害を加えられないようにしながら、時間をかせぐ。
- ④侵入者が逃げた時は笛（又は防犯ベル）を鳴らしながら追いかけ逃げる先の児童等に危険を知らせる。
- ⑤児童に危害が及ばないよう最大限の努力をすると共に自らの身を守る。
(対応者が負傷してしまうと、子どもを守ることができない。)
- ⑥児童が捕えられている場合は、侵入者に対して、興奮せず冷静になるように諭す。
「子どもを離しなさい。」「落ち着きなさい。」

○ 本部

- ・校長：直ちに110番通報を指示 避難等の判断・指示
- ・教頭：110番通報 情報集約 侵入者が退去、逃亡した場合は、近隣校への連絡を教育委員会に要請、PTA本部役員へ連絡、協力を要請
- ・教務：緊急放送・・・「〇年〇組で緊急事態です。先生方は所定の行動をとってください」
(=〇年〇組でレベル2です。役割分担に従って行動してください。)

「児童の皆さん、〇年〇組から離れて運動場（体育館）集まって下さい。」

- ・主事：教育委員会へ連絡、支援要請

○ 安全確保 （授業中の場合も、役割分担を基本として対応する）

- ①避難場所・経路の決定 教務
- ②運動場（体育館）へ移動、各学年・組の児童の在室、負傷等状況の確認
1年：各学級担任、2年：各学級担任、3年：各学級担任、4年：各学級担任、
5年：各学級担任 6年：各学級担任、わかば：各学級担任、教務：全校人数確認
- ③運動場（体育館）で待機（放送を待つ）
- ④校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集

○ 侵入者対応 （授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。）

- ①生活指導担当者：さすまた等を持参して現場へ急行する。警察が到着するまで、児童等に危害を加えられないように時間をかせぐ。
- ②安全部担当者：校内を巡回して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

○ 救助救護 （授業中の場合も、役割分担を基本として対応する）

- ①負傷者がいた場合に備えての準備 養護教諭
- ②安全確保の応援（教室または避難場所への誘導）少人数担当者
- ③侵入者対応、校内巡回の応援 担任外・他教科担当

レベル3・・・児童（教職員）に危害が及んだ場合

○ 対応者

- ①笛（又は防犯ベル）を吹く、大声を出す、大きな音を立てる、火災報知器を鳴らすなどして、周囲に危険を知らせる。
- ②近くに児童がいる場合はすぐ逃げるように指示。児童と侵入者の間に入り、侵入者を児童に近づけないようにし、侵入者の注意をそらして児童を侵入者から遠ざけるようするなど、児童の安全を図る。
- ③侵入者に注意しつつ負傷した児童等の状況確認、応急手当を行う（救命を最優先）。
- ④被害が拡大しないようできるだけ時間をかせぐ。
- ⑤駆けつけた教職員に、落ち着いて、状況を報告する。

○ 本部

- ・校長：直ちに110番、119番通報を指示 避難等の判断・決定・指示
- ・教頭：110番通報、PTA役員へ連絡、協力を要請
- ・教務：緊急放送・・・「〇年〇組で緊急事態。レベル3です。」（=〇年〇組でレベル3です。役割分担に従って行動してください。）「児童の皆さんは、〇年〇組から離れて運動場（体育館）に集まって下さい。」主事：教育委員会へ連絡、支援要請・119番通報

○ 安全確保（授業中の場合も、役割分担を基本として対応する）

- ①避難場所・経路の決定 教務
- ②運動場（体育館）へ移動、待機（放送等の指示を待つ） 各学年・組の児童の在室、負傷等状況の確認

1年：各学級担任、2年：各学級担任、3年：各学級担任
4年：各学級担任、5年：各学級担任、6年：各学級担任
わかば学級：各学級担任、教務：全校人数確認

- ③校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

○ 侵入者対応（授業中の場合も、役割分担を基本として対応する）

- ①生活指導担当者：現場へ急行（さすまた等の防御に利用できる用具を持参）。
警察が到着するまで、被害が拡大しないよう、時間をかせぐ。侵入者が逃げた場合は、追跡する（校外に逃亡した場合は追わず、再侵入を阻止する）
- ②安全部担当者：校内巡回して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認、児童の安全を確保する。

○ 救助救護（授業中の場合も、役割分担を基本として対応する）

- ①現場へ急行。負傷者の応急手当、搬送の準備（救急車手配の要請） 養護教諭
- ②安全確保の応援（教室または避難場所への誘導とその他救護） 少人数担当者
- ③負傷者のリストの作成（学年、組、名前、症状、処置、搬送先、付添者等の記録） 養護教諭
- ④救急車同乗及び搬送先からの連絡（本部、保護者） 養護教諭 非常袋（児童緊急連絡名簿、関係機関連絡先一覧、テレフォンカード、小銭、筆記用具、記録用紙等を入れた鞄を保健室に常備）の携行
- ⑤負傷者搬送先及び状況の確認 担任外・他教科担当

[7] 防犯訓練と安全教育

1. 防犯訓練の実施に際しての留意事項

- (1) 防犯訓練を、教職員のみで1回、児童を含めて1回、毎年実施する。
- (2) 児童を含めて実施する訓練では、児童が動搖しないように配慮する。とりわけ、「不審者」が実際に侵入していく訓練については、児童が怖がることのないようにする。
- (3) 訓練にあたっては必ず警察・消防署等関係機関と連携し、実際に通報する訓練も行う。

2. 職員研修会について

- (1) 防犯等に関する教職員研修会を次の通り開催する。

*本マニュアルに基づいた教職員研修。(枚方警察生活安全係と連携する。)

*不審者侵入を想定した緊急時の訓練を想定(毎回、場所、時間、状況等)を変えて実施する。

*児童が事故等にあった際の応急手当と心配蘇生講習会の実施。(PTA地域にも協力を依頼する。)

*危機対応能力等の向上や児童の安全教育を充実させるための研修会の実施。

3. 児童への安全教育実施に際しての留意事項

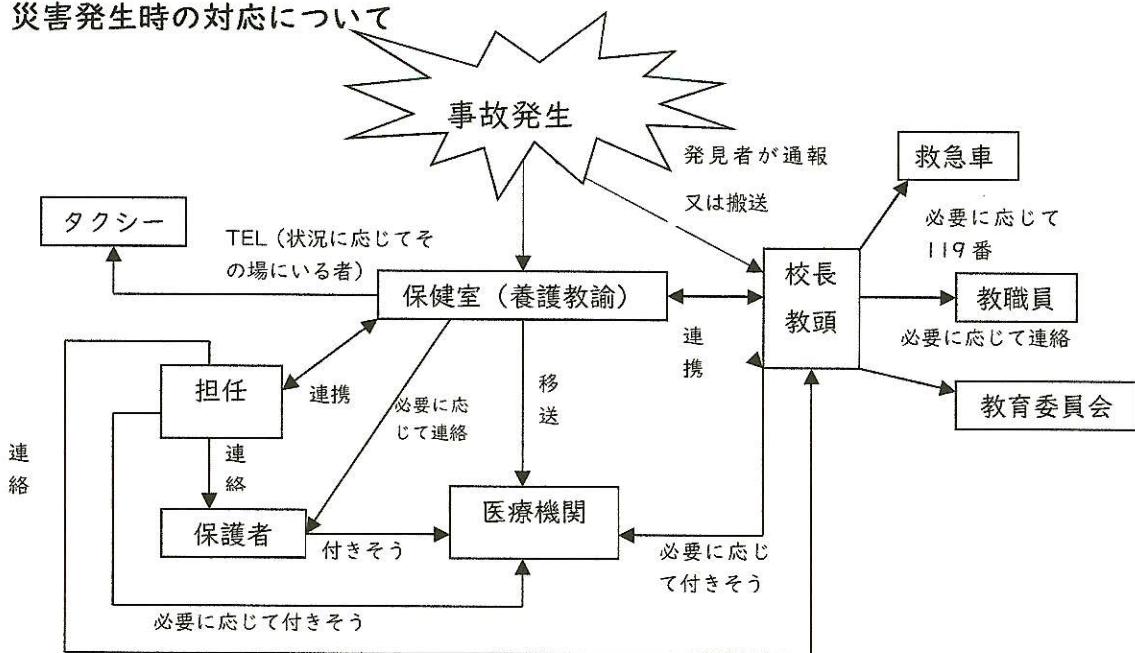
- (1) 交通安全、生活安全(防犯を含む)、災害安全について、学校安全計画に基づき実施する。
- (2) 防犯教育については、「学年便り」等により、予め保護者に周知し、理解と協力を得て、実施する。その際、保護者からの申し入れ等により、犯罪被害にあったことのある児童等について、配慮が必要な場合は学年で相談し、適切に対応する。
- (3) 通学路等で万一の際の対処の仕方(助けを求める。逃げる。大声を出す。信頼できる大人に話す。)についても指導する。また、被害にあったり、あいそうになったりした場合には、必ず家人や先生に話すよう指導する。
- (4) 校内に不審者が侵入した場合の対応について、指導する。特に、教職員・来校者は必ず職員証、来校者カードを着用していること、着用していない者には近づかず、教職員に知らせることや、自分の身が危ないときはすぐに逃げることなどについて、指導する。

2. 校内救急体制

1. 学校における救急処置の原則

あくまでも医療機関に行くまでの、又は行く必要のない範囲の傷病に対する応急の処置である。保健室の利用も、短時間の休憩又は、観察に限られるものであってそれ以上のことは、医療機関又は家庭に委ねる。

2. 災害発生時の対応について



※救急車要請基準

次のような症状は危険な兆候である。救急車を呼び、直ちに医療機関へ送る必要がある。

- | | | |
|-------------------------|----------------|--------------------|
| ・意識喪失の続くもの | ・ショック症状の持続するもの | ・けいれんの持続するもの |
| ・激痛の持続するもの | ・多量出血を伴うもの | ・骨の変形を起こしたもの |
| ・大きな開放創をもつもの | ・広範囲の火傷を受けたもの | ・重度熱中症や頭部打撲による意識障害 |
| ・誤飲事故（命にかかるもの）「左臥位の体位」で | | |

3. 医療機関へ移送までの手順

- ①救急処置をする。
養護教諭及びその場に居合わせた者が責任をもって行う。
- ②保護者へ連絡する
担任又は養護教諭が行い、動揺を与えないように、症状、状況などを説明する。
学校が連れて行こうとする病院でいいか了解を得る。
(保護者の希望病院がある場合は、病院までのタクシー代の返金の了解を得る。)
保護者の付き添いが可能か、健康保険証等持参のお願い、レントゲン等放射線検査を行ってよいか確認を取る。
- ③医療機関に連絡する。
診察可否の確認をとる。(名前、年齢、事故の概略と現在の状態について要約して説明する。)
脳の打撲・・・脳神経外科 裂傷・・・外科 骨折の疑い・・・整形外科

4. 留意点

- ①児童の生命尊重を第一とし、適切な処置をとる。
- ②事故の再発防止のため、危険箇所をチェックし、校内の整備点検を行い、児童に対して適切な指導を行う。必要に応じて、他の職員、児童、保護者などにも報告し、今後の注意を喚起する。

3. 水泳指導時における緊急対応体制

（1）水泳指導の注意点

※コロナウイルス感染対策については必要に応じてその都度講じる。

【入水前指導】

1. 体調・ケガ・爪の把握
2. 児童だけでプールに入場させない。
3. 必ず2人組（バディ）を作り整列し、静かに話を聞くよう指導する。

【準備運動】

1. 入念な準備運動をする。
2. 人数確認の後、帽子を脱ぎシャワーをあびる。
3. プールサイドでの整列、人数確認。

【入水中】

1. 手足、背中、胸、頭に水をかけ、足から静かに入水する。
2. 一度頭までもぐったあと、練習を始める。
3. 飛び込みは禁止。日頃の指導の中で、特に注意をすること。
4. 長時間続けて入水せず、休憩時間を確保すること。
5. 絶対にふざけないこと、プールサイドは走らないよう指導する。
6. 休憩時間のたびに人数確認を行うこと。
7. 3人以上の体制で指導に当たること。
8. 入水学年は、水質検査・薬品投入を「校時ごと」に行う。

（常時残留塩素0.4mg／㍑以上で1.0mg／㍑以下）

9. チャレンジタイム時は、三点位置での監視を行う。

【その他の指導上の注意】

1. 雷の発生時は、ただちに児童をプールから出し、退場させる。
2. 事故発生時はすぐに職員1名が職員室に急報するとともに、プールサイドで救急車が来るまで、応急処置を行う。また、他の児童についてもプールサイドに整列させ、二次事故が発生しないよう指導する。
3. 光化学スモッグ「予報」は要注意、「注意報」は水泳禁止とする。

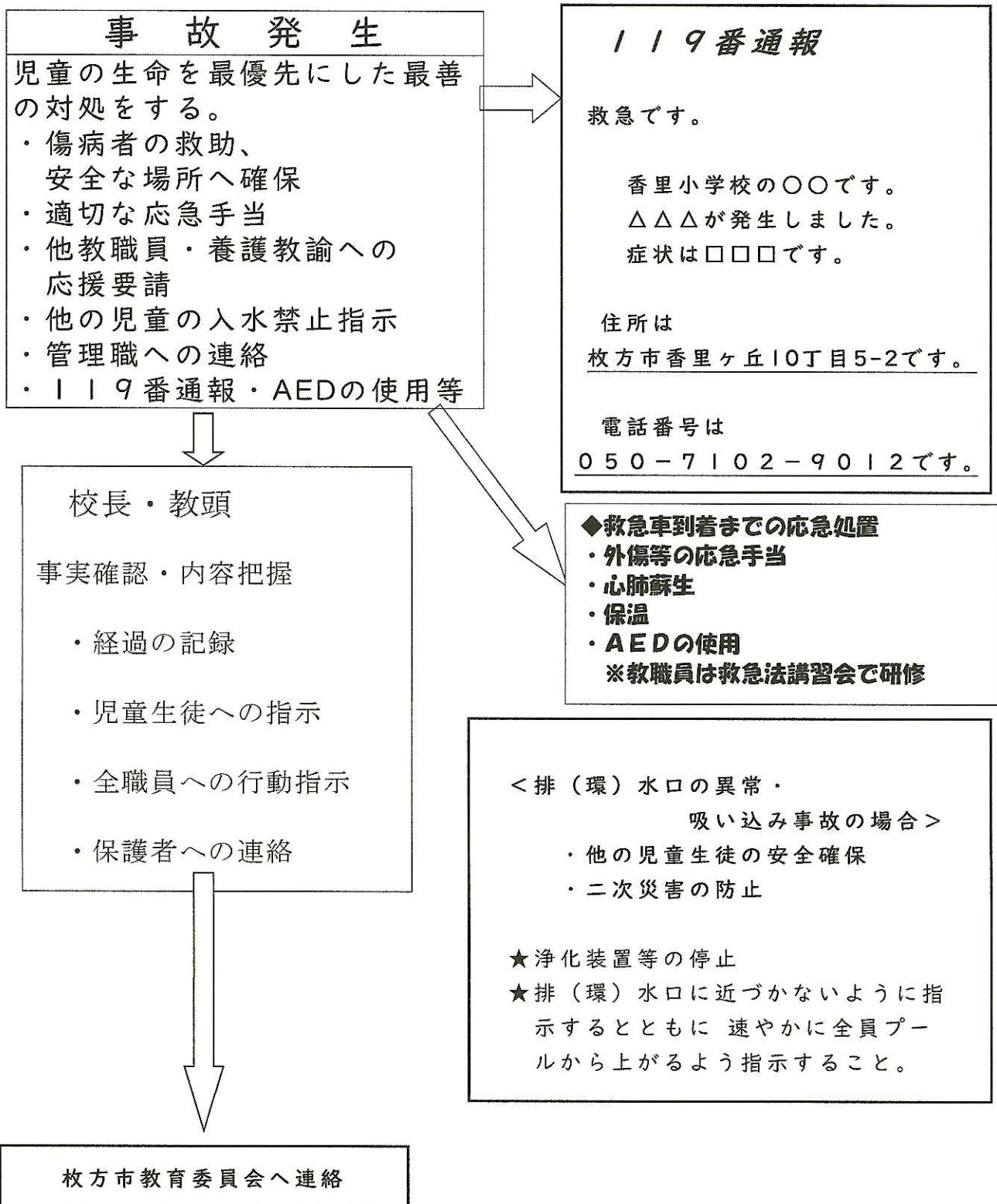
【プール当番の仕事内容】

1. プールの安全確認。
2. 水温・気温・残留塩素濃度の測定と、薬品の投入。
3. 機械の操作と管理。日誌への記入。
4. プールの解錠と施錠。

開設（使用時期）前の点検表

1	緊急対応マニュアルは整備されているか。	
2	施設設備の構造や配置、緊急時の対応について周知したか。	
3	プールサイドのコンクリート・タイル等の破損は無いか。	
4	周りの柵や扉、鍵等の破損はないか。	
5	排(環)水口には、堅固な金網や鉄蓋等十分な吸い込み防止対策が取られ、排(環)水口の蓋等がボルト・ネジ等で堅固に固定されているか。	
6	吸い込み防止金具は、ボルト・ネジ等で堅固に固定されているか。	
7	排(環)水口の金網や鉄蓋及び吸い込み防止金具を固定しているボルト・ネジ等に、錆びや腐食・変形・欠落等はないか。	
8	浄化装置・薬品注入装置等が正常に作動するか。	
9	更衣室は安全に整備されているか。	
10	シャワー等は良好に整備されているか。	
11	トイレは衛生的に管理されているか。	
12	プール管理日誌は用意してあるか。	
13	プール本体・附属設備等はよく清掃されているか。	
14	児童生徒に危害を及ぼす異物等が放置されていないか。	
15	機械室は、必要以外施錠されているか。	
16	浄化装置等は、正常に作動しているか。	

緊急時の対応マニュアル



4. 防災計画と避難経路

【防災計画】

火災予防

- (1) 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者の元に、火元責任者その他の責任者を置くものとする。
- (2) 消防用具設備、避難設備、その他の火気使用施設について、適正管理と機能保持のため、点検検査を行う。
- (3) 火災その他事故発生時には、その被害を最小限にとどめるため、校長を自衛消防隊長とした自衛消防員を設置し、その下に隊員をおく。隊員は消防隊長の命により適切な行動をとる。

<自衛消防隊組織編成表>

総指揮 校長 防火管理者 教頭	避難誘導班	(安全部) 各学級担任
	消火班	男性職員
	重要物品搬出班	教頭、担外、事務
	救護班	養護教諭、保健担当者
	連絡班	教頭、事務、校務員

(4) 通報連絡及避難場所

火災発見と同時に、消防機関へ「所在地、名称、及び目標物、火災の状況等」を通報するとともに、校長、各担任、市教委に急報する。

急報は、非常ベルを鳴らした後に緊急放送等を活用して全員に周知し、避難経路により避難する。但し、火災発生場所により適宜変更する。

避難後の終結は運動場とし、人員点呼確認の上、防火管理者に報告する。

地震・風水害

(1) 地震・風水害等への対策

防火対策と同様、校長（教頭）の指示により、避難・下校その他の適切な措置をとる。

本校は「土砂災害危険区域」を含むので、特に地震・台風・大雨時には警報等の発令に注意し、迅速に児童を避難させる等の対応をする。

- ・広域避難場所を淀川河川敷とする。
- ・避難場所を枚方市立香里小学校とする。
- ・事前指導として、毎年6月に避難訓練を行う。また、留守家庭児童会と連携し、土砂災害についても訓練を行う。
- ・体育館または、各教室に避難し、地区別に集合できたところから、教職員とともに下校をする。
- ・登下校時に、巨大地震に遭遇した場合は、倒れてくる壁や電信柱に気を付けるために、車に注意して

道路の中央に寄り、ランドセルや手提げかばん等を用いて頭部を守り、地面に伏せる姿勢で揺れが収まるのを待つことを指導する。

その他

(1) 弹道ミサイル発射時

- ・Jアラートによる情報に留意し、必要に応じて児童を指導・誘導する。

【屋外にいる場合】

- 近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中、又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難。

【建物がない場合】

- 近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動。

※ これら命を守るための行動を、日頃から児童に指導しておく。

(2) 感染症発症時

・新型コロナウィルス感染等、ウィルス感染による非常事態が生じた際は、国・府・市の指示に従いながら命を守る行動をとるよう指導。保護者との協力体制は不可欠。

・手洗い、うがいの励行

・マスクの着用（せきエチケットの徹底）

・毎年冬季に発生する、インフルエンザ感染等への対応は、市の基準に従う。

学級在籍人数の約2割が当該疾病のために欠席した場合、担任は管理職に報告

学校医と相談した上で、市に報告し学級閉鎖を決定

授業を早期に切り上げ、児童下校（保護者・留守家庭児童会室・給食センター等への連絡）

一定期間の自宅待機（療養）

再登校時の健康観察 場合によっては学級閉鎖の延長

・嘔吐を伴う疾病発生時

吐瀉物には感染するウィルスが潜んでいる可能性が高いことを鑑み、児童は室外退去

養護教諭等に連絡

マスク・手袋を装着の上、手順に従って吐瀉物を処理・周辺の消毒

給食中に嘔吐した場合、汚れた食器を流して洗わず、汚物を大まかに取り去り密封した状態で食器を給食センターに返却

教職員への研修

咄嗟の判断で正しく行動できるよう、日頃から具体的な動きについて情報を共有し、専門家を招いた研修も含め繰り返し研修や訓練を実施する。

運動場避難経路図

● さすきた
消火器

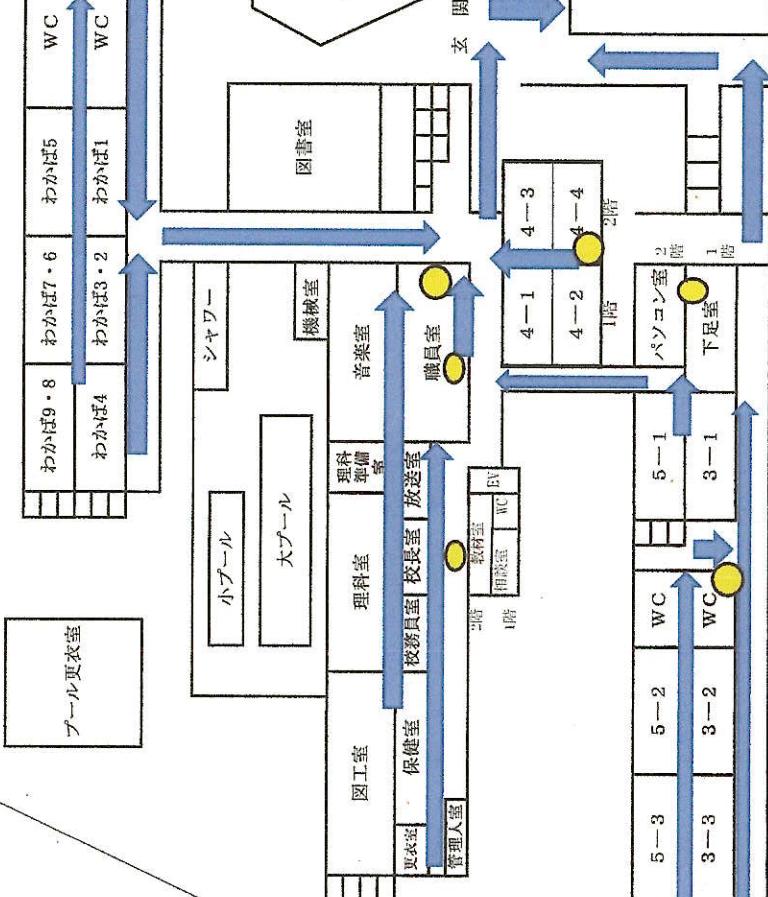
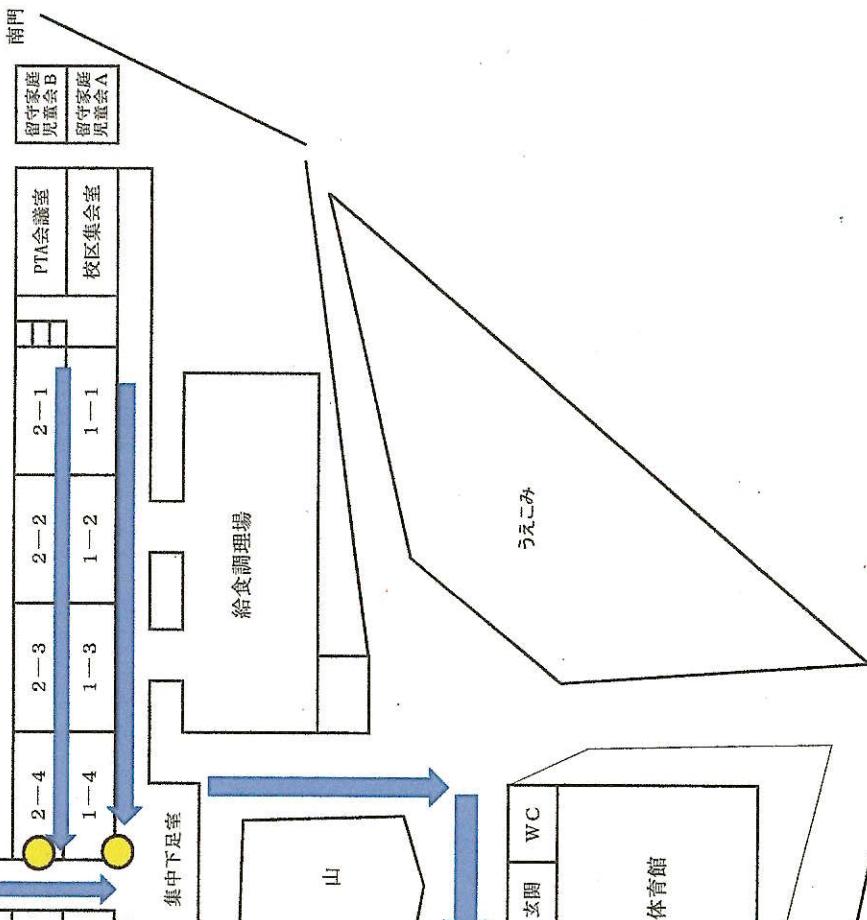
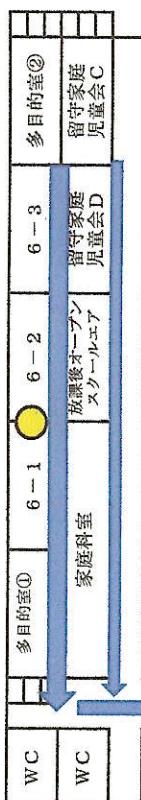
うりこ山



体育館避難経路図

さすまた

うりこ山



幼稚園

運動場

正門

うえこみ

うえこみ

南門
見童会B
留守家庭
見童会A

5. 台風等による特別警報・暴風警報等発表時に伴う臨時措置について(保存版)

令和3年5月 改訂

I. 特別警報が発表された場合

◎枚方市に、午前7時の時点で「特別警報」が発表されている場合は臨時休校とします。

◎児童が在校中に「特別警報」が発表された場合は、原則として学校待機とし、保護者引き渡しを実施する場合もあります。(状況により教育委員会とも連携して対応します)

2. 枚方市において「暴風警報」「暴風雪警報」「洪水警報」「土砂災害警戒情報」

又は「校区内に避難指示」が発表・発令されている場合

午前7時現在	発表中	◇児童の登校を見合わせ解除されるまで自宅待機。	
午前9時現在	発表中	◇児童の登校を見合わせ解除されるまで自宅待機。	給食はなし。
	解除	◇各種警報は解除されたが、校区内に避難指示が発令されている場合、児童の登校を見合わせ解除されるまで自宅待機。	給食はなし。
	解除	◇第2校時(9時35分)より授業を行う。それまでに集団登校させてください。	給食はあり。 下校は平常通り。
午前10時現在	発表中	◇臨時休校。	
	解除	◇各種警報は解除されたが、校区内に避難指示が発令されている場合、臨時休校。	
	解除	◇第3校時(10時45分)より授業を行う。それまでに集団登校させてください。	給食はなし。 午前中授業。 12時20分に下校。

(1) 登校後に「暴風警報」「暴風雪警報」または「洪水警報」が発表された時は、学校に待機する等、雨量・通学路の状況により判断します。下校をするときは、地区ごとに集団下校させるので、普段からご近所の方にお願いするなど、帰宅後、児童が困らないよう各家庭であらかじめご準備願います。

(『暴風雪警報発表及び緊急時の児童の下校調査について』により対応)

状況によっては、保護者に引き渡す場合もあります。(その場合は緊急時連絡カードに沿って引き渡しをおこなう。)

(2) 台風以外(低気圧の接近・雷等)の場合においても、集団下校や学校待機等の措置により対応していきます。

(3) 留守家庭児童会に入所児童の保護者の方は、留守家庭児童会の指導員と連絡を密にしてください。

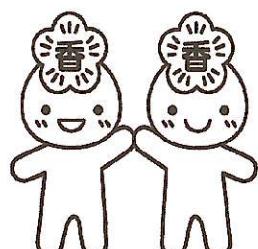
(4) 教育委員会、諸機関との緊急連絡ができなくなるので、電話での問い合わせはご遠慮願います。

3. 地震発生時における措置について

◎枚方市に震度5弱以上の地震が発生した場合、臨時休業の措置をとります。

(1) 前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とします。

(2) 土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とします。



6. 地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいてご対応をお願いします。

状況 パターン	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<p style="text-align: center;"><u>臨時休業</u></p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p>地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校（教職員引率）</p>
下校中	<p>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園・近くの学校の校庭等）へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など（学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日）に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

7. Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン

※本ガイドラインは大阪府教育庁が作成のガイドラインをもとに、次の2点について変更しています。

①市立学校園を対象としています。

②枚方市の位置関係を考慮し、対象範囲として「枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）」を含ませています。

I あらかじめ教職員間で確認・情報共有する事項

1 幼児児童生徒等の避難方法や安全確保の方策

下記「II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応」を参考に適切な指示ができるようにしておく。

2 幼児児童生徒等の安否確認方法

自然災害時の対応等を準用するなどして検討しておく。

II Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

※ 幼児児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないよう、十分、配慮しながら、下記の事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

1 速やかな避難行動と情報収集

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合 ⇒ できる限り近くの建物(できれば頑丈な建物)や地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難する。

建物がない場合 ⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 ⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

<近くにミサイルが落下した場合>

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、隙間をテープで埋める等、室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

2 登下校時の留意事項

○ミサイルが上空通過、枚方市を中心とした一定距離圏外（約30km）または大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが枚方市を中心とした一定距離圏内（約30km）または大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

○ミサイルの落下物を発見した場合

⇒ 決して近寄らず、警察・消防に連絡する。

Ⅲ Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の枚方市立学校園の対応

I Jアラートが発信されたとき

ミサイルが発射され、日本の領土・領海の上空を通過、又は領土・領海に落下する可能性がある場合

在校・在園時	校園舎内等への避難や建物内では窓から離れるなど、適切な指示のもと、幼児児童生徒等の安全確保に努める
登校・登園前	自宅待機
登下校時	学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等を校園舎内等へ避難誘導し、安全確保に努める
校外・園外活動時	引率教員等は、幼児児童生徒等を近くの建物や地下などへ速やかに避難誘導

2 状況別の臨時休業の取扱い等

状況パターン	A	B	C	D
	領土・領海外に落下	日本の上空を通過	領土・領海上に落下 (Dを除く)	枚方市を中心とした一定距離圏内(約30km) または大阪府域に落下
臨時休業の取り扱い	原則として臨時休業は行わない		臨時休業	
在校・在園時	教育活動を再開		①原則として幼児児童生徒等を学校園で保護 ②引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する	
登下校時	(登校時) 登校後、教育活動再開 (下校時) 安全確認後、下校させる ○始業の繰り下げ等の対応をとった場合は、児童生徒支援室まで報告すること		○学校園に登校・登園した、又は下校・降園していない幼児児童生徒等については、在校・在園時に準じた対応を行う	
校外・園外活動時	安全確認後、校外・園外活動を再開		①幼児児童生徒等を安全な場所で保護 ②引率教員等は、自校に現状報告を行うとともに、引き続き情報収集に努める ③安否情報を保護者へ連絡する	